

経営所得安定対策等の概要

東海農政局

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

数量払

生産量と品質に応じて交付

面積払

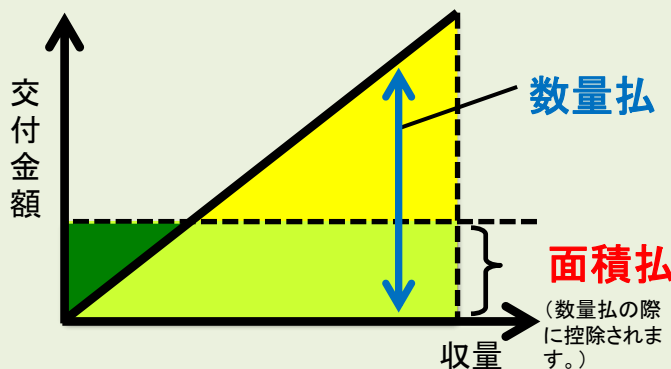
当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

【令和5～7年産の平均交付単価】

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

2.0万円/10a（そばは1.3万円/10a）

＜数量払と面積払との関係＞



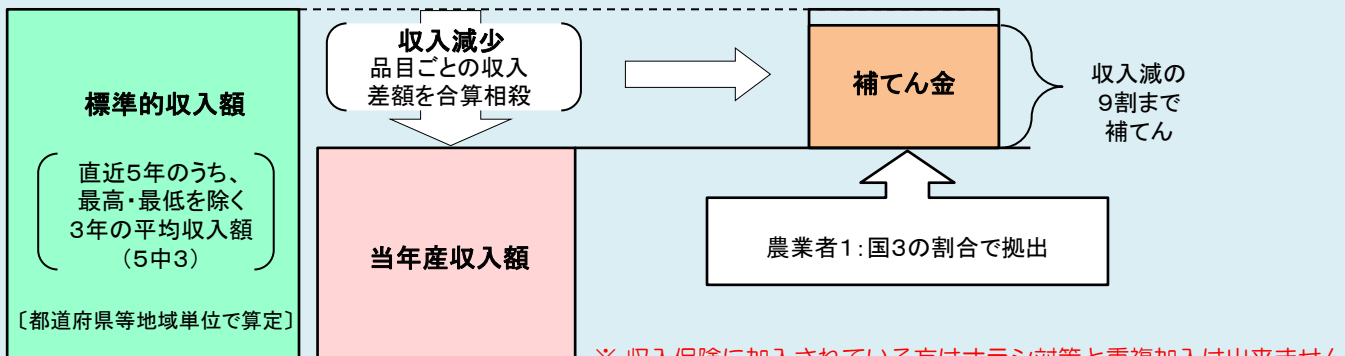
免税事業者向け単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、**2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要**となります。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

対象作物：米、麦、大豆 ※ビール用麦等、黒大豆、種子用は対象外

- ・農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その**差額の9割を補てん**します。
- ・補てんの財源は、**農業者と国が1対3の割合**で負担します。
- ・補てんを受けるには、農業者からの積立金（掛け捨てではありません）の拠出が必要です。
- ・令和7年産の交付金は、令和8年5月下旬～6月頃に支払います。
- ・米を生産する予定の農業者は、**加入申請時（令和7年6月30日まで）**に、「出荷・販売契約数量等報告書」の**提出が必要**です。



※ 収入保険に加入されている方はナラシ対策と重複加入は出来ません

水田活用直接支払交付金

交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農

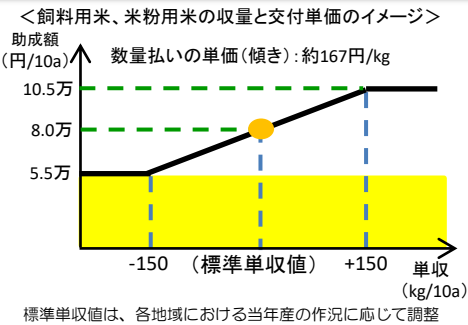
交付対象水田について

たん水設備（畦畔等）や水路等を有しない農地は交付対象外

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

※1：多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1.0万円/10aで支援
※2：飼料用米の一般品種への支援について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）、令和8年度においては、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。



② 産地交付金

水田収益力強化ビジョンに基づく地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

対象となる取組	配分単価
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※3} （3年以上の新規契約分を令和7年度に配分）	1.0万円/10a

※3：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象



※4：作付転換の実績や計画等に基づき配分

③ 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

④ 畑地化促進事業（令和6年度補正予算と併せて実施）

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援や、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

対象となる支援内容	
① 畑地化支援 ^{※5}	高収益作物 ^{※6} ：10.5万円/10a、畑作物 ^{※7} ：10.5万円/10a
② 定着促進支援	ア 高収益作物 ^{※6} 2.0万円（3.0万円 ^{※8} ）/10a×5年間 イ 畑作物 ^{※7} 2.0万円/10a×5年間
③ 産地づくり体制構築等支援	○産地づくりに向けた体制構築支援：定額 1協議会当たり上限300万円 ○土地改良区決済金等支援：定額 上限25万円/10a

※5：交付対象水田から除外する取組をいう。（地目の変更を求めるものではない。）
※6：対象作物は、野菜、果樹、花き等
※7：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
※8：加工・業務用野菜等の場合

⑤ 畑作物産地形成促進事業（令和6年度補正予算）

需要ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。^{※9}

- 対象作物：麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜など）、子実用とうもろこし
- 支援単価：4.0万円/10a
- 加算措置：令和8年度に畑地化に取組む場合、0.5万円/10a加算する。（畑地化加算）

⑥ コメ新市場開拓等促進事業

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。^{※9}

- 対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米^{※10}
- 支援単価：4.0万円/10a、3.0万円/10a、9.0万円/10a

※9：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択
※10：米粉用米（パン・めん用の専用品種）が対象

交付申請の重要性について

① 申請主義

- ◆ルールにのっとって申請しない限り、権利を得ることができないということです。
- ◆原則、過去に遡って利益を得ることができないため、申請が遅れてしまうと本来得られるはずの利益を得ることが出来なくなります。
- ◆権利がある場合にその権利を行使するかは本人の自由です。

経営所得安定対策等の交付金を受け取りたい方は、経営所得安定対策等実施要綱等に基づき、交付対象者であることをご確認の上で農業者ご自身の責任において交付申請を行ってください。

② 提出期限の遵守

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者は、交付申請書等の提出書類を作成した上で経営所得安定対策等実施要綱等で定められた期日までに必ず提出してください。
提出期日を過ぎてしまった場合、他の農業者の交付手続きまで遅れてしまい、交付金を円滑に交付することができなくなってしまいます。
決められた期日までに交付申請書等を提出されない農業者の方には、交付金を交付することができなくなりますので、提出期日は必ずお守りください。

問い合わせ先

江南市農業再生協議会

JA愛知北江南支店 営農生活課 55-2275
江南市役所 農政課 農業振興グループ 54-1111